

「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業コンテンツ制作業務に係る  
業者選定プロポーザル企画提案募集要項

## 1 業務概要

---

### (1) 業務の目的

徳島県文化の森総合公園文化施設が所蔵する貴重な文化資産をデジタル化し、ストーリー性を持たせた魅力的なコンテンツとして再構築するとともに、地理的な要因等により来館が困難な県民や、これまで文化に触れる機会が少なかった人々に対して、施設を飛び出して直接文化を届けるアウトリーチ活動を推進する。

本業務は、これらの取組を通じて、あらゆる県民が日常生活の中で身近に文化を享受できる機会を創出し、広く県民のウェルビーイングの向上を図ることを目的として、文化施設が所有する昔の徳島の写真等を活用し、「癒やし」をテーマとした映像コンテンツを制作する。

なお、制作した映像コンテンツは、本業務完了後、広くアウトリーチ活動に活用する。具体的には、県内の公共施設をはじめ、多くの県民が集まる民間施設など、モニターが設置されている多様な場所への貸出等を行うことで、県民が日常生活の幅広い場面で本県の文化や「癒やし」に触れられる環境を構築する。

### (2) 業務名称

「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業コンテンツ制作業務

### (3) 業務内容

別添仕様書に記載のとおり

### (4) 事業主体

徳島県

### (5) 履行期間

契約締結日から令和8年12月15日（火）まで

### (6) 見積限度額

4,800,000円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）

積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること。

## 2 業務仕様

---

別添仕様書を参照

## 3 参加資格

---

次の全ての要件を満たす者であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者（更生計画の認可の決

定又は再生計画の認可の決定が確定したものは除く。)

エ 事業所の本社及び営業所等の所在地の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

カ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でない者。

キ 徳島県内に本店または支店等の常時拠点を設けている者

#### 4 参加申込み及び企画提案書等の提出について

---

##### (1) 質問の受付

当該公募に係る質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。回答は県のホームページに掲載する。

質問の受付期間：令和8年5月19日（火）から6月2日（火）までの  
午前9時30分から午後5時まで（土・日・祝日も受け付けを行う）  
ただし、5月25日（月）、6月1日（月）は、休館日のため受付を行わない。

##### (2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

参加申込書（様式第1号） 1部

提出期限：令和8年6月9日（火）午後5時まで（必着）

##### (3) 企画提案書等の提出

次の書類等を作成し、ア～エに記載する書類等の正本1部、副本4部を持参又は郵送（書留で期限内必着）により事務局まで提出すること。

ア 企画提案書（任意様式とし、記載項目は、以下のとおりとする。）

###### ① 業務実施計画

※ 仕様書に基づき、計画の概要（テーマ、狙い等）や撮影する映像、制作するコンテンツの内容等について具体的に記載すること。

※ 評価基準を参照の上、作成すること。

※ コンテンツの内容が視覚的に分かるよう、画像やイラストを使用して作成すること。

###### ② 業務実施体制（業務実施に当たる具体的な体制）

イ 見積書（任意様式）

※ 見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

ウ 参加団体の概要・業務実績（様式第2号）

エ 参考資料（類似業務実績の写真、動画など、企画提案内容を補足する資料）

※ 任意提出とする。

※ 動画の場合、DVD等の記録媒体により提出し、副本（予備）は不要とする。  
オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、県税及び国税に未納がない旨の証明書  
企画提案書等の提出期限：令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）

（4）提出先（事務局）

〒770-8070 徳島市八万町向寺山  
徳島県立二十一世紀館 企画広報担当  
電話：088-668-1111 ファクシミリ：088-668-7196  
電子メール：nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

（5）提出に関する留意点

- ア 提案者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものとす。
- イ 企画提案書は1者につき1提案とする。
- ウ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- エ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- オ 提出された企画提案書は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- カ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- キ 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- ク 提出書類が次のいずれかに該当する場合には、原則、当該書類を無効とする。
  - ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
  - ② 虚偽の内容が記載されている場合
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ④ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ケ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- コ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

5 企画提案書等の評価について

- （1）応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。  
選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。
- （2）評価（選定）方法について  
選定委員会において、別途定める「評価基準」に基づき企画提案書等の採点を行い、その合計点を基準に委託候補者を選定する。書面審査を基本とするが、選定委員会が必要と判断した場合はプレゼンテーション等を求める場合がある。
- （3）評価結果  
評価結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面で通知するとともに、委託候補者の名称を県ホームページにて公表する。

(4) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ア 3に記載する参加資格を満たさない者
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 2案以上の企画提案をした場合
- エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(5) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、評価を行うものとし、評価の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を委託候補者として決定する。

## 6 参加の辞退

---

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(3)に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第4号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送（書留で期限内必着）によること。

## 7 契約に関する事項

---

(1) 契約に関する通知について

選定委員会が選定した委託候補者に対して、徳島県文化の森振興センター所長（以下、「文化の森振興センター所長」という。）から、選定結果を通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 委託候補者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 県との協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

(4) 制作物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 制作物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 委託業務において制作された制作物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、県に帰属するものとする。

なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 8 その他の留意事項について

---

(1) 書類の作成・提出に要する一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類については返却しない。

(3) 提出された書類は、企画提案の評価以外に提案者に無断で使用しない。

(4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。

- (5) 本要項に関して県から受領した全ての資料は、文化の森振興センター所長の了解を得ずに公表、又は使用してはならない。

## 9 スケジュール

募集開始	令和8年5月19日(火)
質問受付	令和8年5月19日(火)～6月2日(火)
参加申込書提出期限	令和8年6月9日(火)
企画提案書提出期限	令和8年6月19日(金)
選定委員会開催	令和8年6月下旬頃
選定結果通知	令和8年6月下旬頃